

## 土地利用の一考案

局管理課・計画係 占 田 鈿 助  
 " 福 島 胤 雄  
 地元施設係 奥 原 光 夫

### 要 旨

本年度から新たに取り入れられた分収育林事業と、森林レクリエーション利用について事業推進上の問題点を整理し、この事業の推進の必要性について考案した。

### は じ め に

経営改善を推進するに当たり、土地利用による収入の確保は、当面の緊要な課題である。

すでに土地の高度利用の観点から資産利用の見直しを行い、処分可能な土地の売払いを進めているところであるが、ここでは本年度から新たに取り入れられた分収育林事業と、森林レクリエーション利用の2点から問題点を整理し、この推進の必要性について考察する。

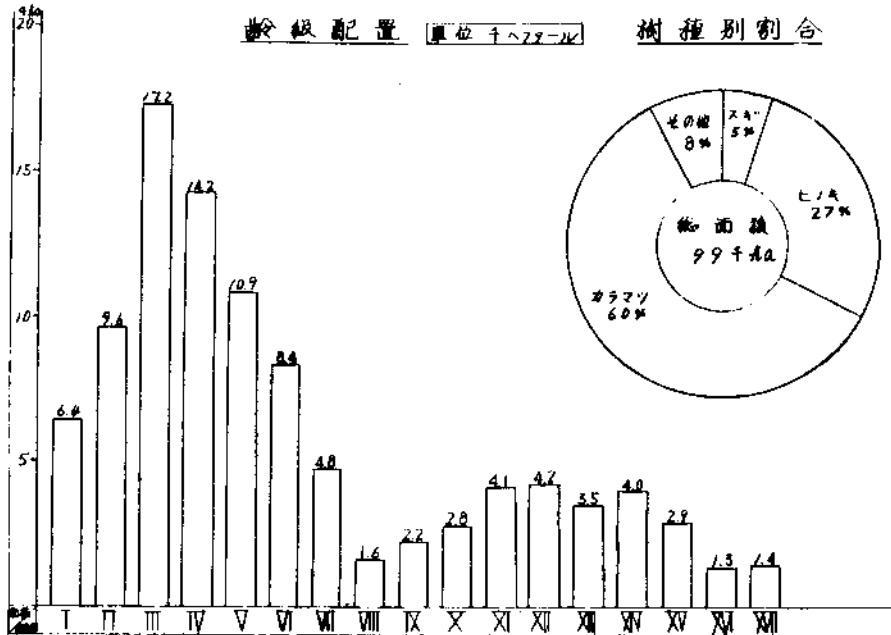


図-1 長野営林局管内人工林の現況

# 1 分収育林事業について

## 1. 分収育林事業の趣旨

分収育林事業を導入する目的

- 近年森林の持つ機能や効用についての認識が高まるなかで、緑資源の確保に対する国民的要請と、この造成に参加協力したいという気運の高まりがみられる傾向にある。
- 一方国有林の資源の現況は、生育途上の森林が多く、それを育成するため、今後多額の資金を必要とする現状である。

このような世論の動向と、国有林野を背景として国民参加による森林の整備を促進しようとするものである。

## 2. 人工林の現況

分収育林事業の対象となる管内の人工林の現況をみると、図-1のとおりである。

当局管内国有林野面積の26%に当る、約10万haが人工造林であり、年齢別の面積は棒グラフに表示したとおり、30年生以下のいわゆる若齢林分が、全体の67%を占め、著しく偏った年齢構成となっている。

また、樹種別の割合は、スギ5%、ヒノキ27%、カラマツ60%と、カラマツ林分の割合が多い実態である。

## 3. 木材販売収入の予測

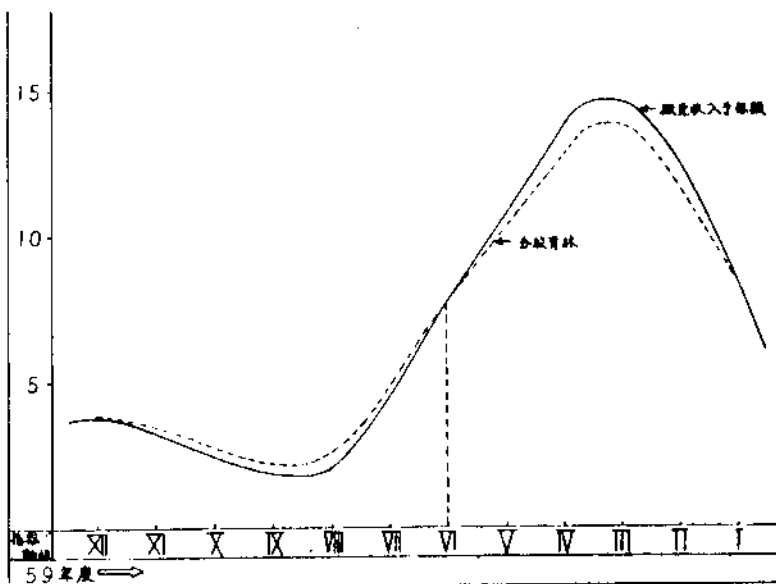


図-2 今後の人工林販売収入予想と分収育林との関係

人工林の現況を踏まえ、今後の木材販売収入の予測と分収育林事業との関係を指数におきかえてみたものが図-2である。

齢級別にそれぞれが伐期に到達した時点の、木材販売収入の推移に対し、毎年200ha程度の分収育林を実行することを仮定し、これが将来の木材販売収入にどのような影響を及ぼすかが解る。

ここ当分の間、木材販売収入が底を這う状態であり、この時期に分収育林事業を導入し、将来急増が見込まれる時期の木材販売収入の一部を前倒しすることによって財務収入の平準化を図ろうとするものである。

分収育林が、将来収益の分収となる時期に、木材販売収入に及ぼす影響は、極めて少ないものであると思われる。

#### 4. 分収育林と借入金の比較

分収育林による収入金と、借入金を比較してみる。

分収育林による収入と同じ条件のもとで借入金との差を単純に試算し、比較したものが表-2である。

表-2 分収育林収入と借入金の比較

区 分	契 約 時	30年後 (主伐期)	備 考
分収育林	52 ha 100百万円	収益分収額 312百万円	ヒノキ人工林
借入金	100百万円	760百万円	金利7分
(差額)		448百万円	12.44倍)

○ 分収育林は、ヒノキを対象として計算したもので、元金1億円とした場合、契約期間満了となる30年後の収益分収の支払額は、312百万円となり、これに対し借入金の返済額は、分収育林の2.4倍に当る760百万円で、その差額分の448百万円が資金面での負担増となる。

○ 仮に、経営改善期間の10年間に毎年200haの分収育林を実行するとして、分収育林2000haで約3,900百万円の収入が見込まれ、30年後の収益分収支払額は12,200百万円である。これに対し借入金では返済額が29,600百万円となり、その差額の17,400百万円が負担増である。

以上の点から、分収育林事業が経営改善に大きな効果をもたらすことが理解できたものと思われる。

本年度以降本格的な事業実施が予定されるこの制度を、全局署が一体となった取り組みで積極的に推進する必要がある。

#### 5. 問題点(分収育林価格と主伐時の販売予想額)

現在の市況価格を基に分収育林価格と、主伐時の立木販売予想額を対比すると表-3のとおり

となる。

スギが 1.87倍、ヒノキが 3.12倍の子想となるが、カラマツは負価である。

分収育林は、経済面ばかりでなく、森林とのふれあいなど、精神的なものを求めているが、事業を長期的に推進する上において、この点が課題となる。

そこで試みに、伐期を50年から60年に延長すればどのようなになるかを、収穫表の地位1・2等地について計算してみると、価格差は、地位2において75万円から40万円に、さらに地位1では20万円から1万円とその差が縮まることが解る。この点については今後継続して検討したい。

表-3 分収育林価格と主伐時販売予想額

単位：1000円

区分 樹種	分収育林価格			主伐時販売 予想額 (A)	A/B
	現在評価額	今後の保育 管理費	計 (B)		
スギ	210万円	110万円	320万円	600万円	1.87
ヒノキ	247万円	138万円	385万円	1200万円	3.12
カラマツ	150万円	100万円	250万円	175万円	—

カラマツの伐期別試算

区分 主伐 林齢	地位 2		地位 1	
	分収育林価格	販売予想額	分収育林価格	販売予想額
50	250万円	175万円	259万円	239万円
60	260万円	220万円	264万円	263万円

## II 森林レクリエーション利用について

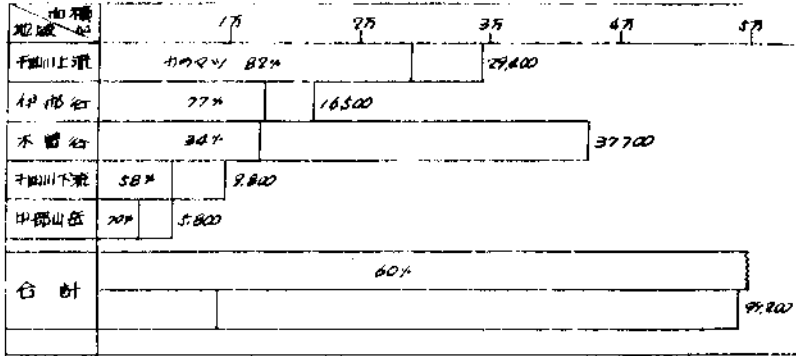
### 1. 人工林の現況

当局管内は優れた自然景観と、観光資源に恵まれた地域の多いことは、今さら申し上げることもない。

この地域と森林レクリエーション利用との関係、さらには人工林のカラマツ林分との係わりを知るため、まず人工林の現況を地域別に図-3に表わしてみた。

人工林の60%に及ぶカラマツ林分が、千曲川上流においては82%、次いで伊邦谷の77%、中部山岳の70%など、木曽谷を除き非常に高い割合となっている。

一方これらの地域には、森林レクリエーション利用の適地が多く、既施設の安定的な運営がなされている実態である。



\*注 現在前期の短策計画書による 但し千曲下流は60.4%平均数値。

図-3 管内人工林の現況

2. 活用要望の現況

これらの実態を踏まえ、活用要望について整理したものが次の図-4である。これは昨年秋に地元の公共団体から提出された活用要望の現況である。

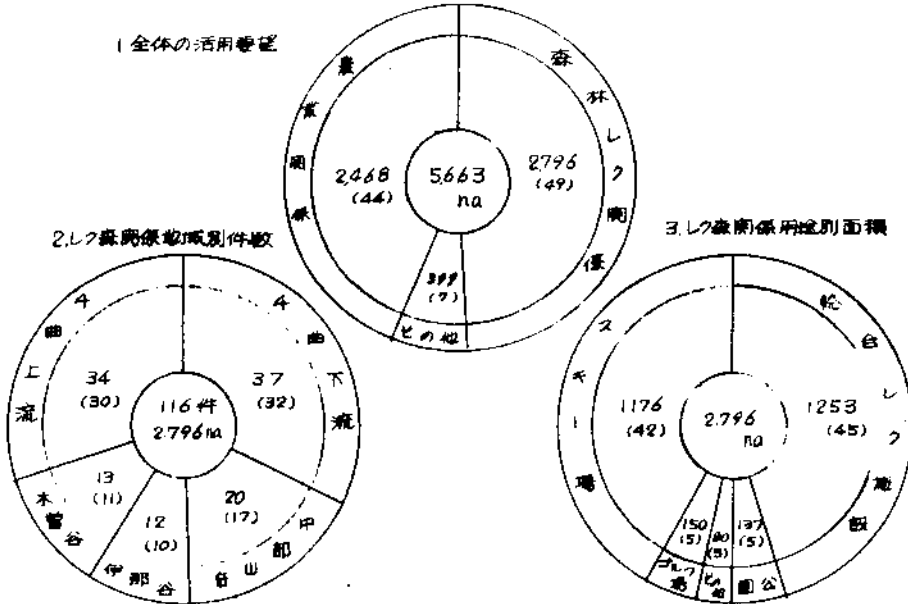


図-4 レク森関係活用要望案件の現況

活用要望の面積は、全体で 5,663haであるが、森林レクリエーション関係ではその49%の 2,796ha（件数45%）となっている。

この約 2,800haを地域別にみると、千曲川上流が30%で、同下流の32%と併せてこの流域に多く集中し、中部山岳の17%の順になっている。

さらにこれを用途別にみると、総合レクリエーション施設の45%と、スキー場の42%で全体の87%に及び約 2,400haとなる。

### 3. 森林レクリエーション事業用地の貸付使用料の実態

ここで管内の森林レクリエーション事業用地の、貸付使用料の実態についてふれてみると、次の図- 5のとおりである。

貸付使用料 112百万円（貸付使用面積 1,277ha）の用途別の割合を示すと、スキー場が40%、宿泊施設23%で、貸付使用料として約60百万円の収益を上げている。

さらにこれを1ha当りの料金に換算してみると、最高はロープウェイの 207万円と極めて高い数値となり、平均では69万円となるが、スキー場については85万円にこれに貸付使用区域外とされているゲレンデ等の区域を加えると8万円となる。

ちなみに、カラマツ林分の1ha当りの立木販売価格を年額に換算すると4万円である。

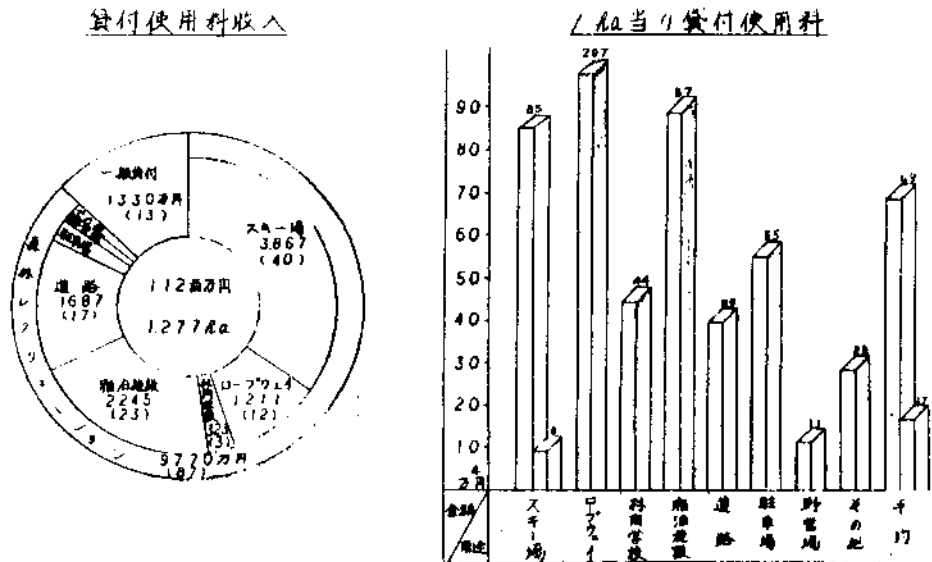


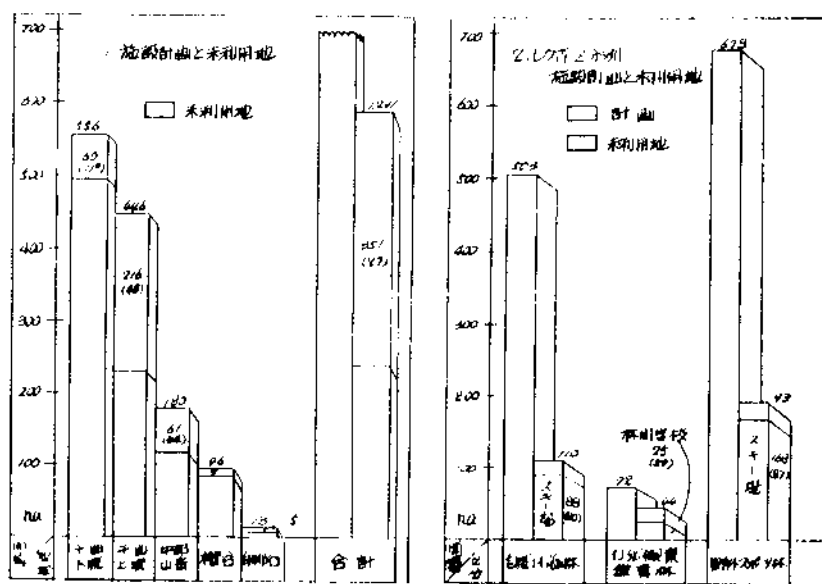
図- 5 森林レクリエーション事業用地の貸付使用料の実態

### 4. レクリエーションの森指定地の未利用地の現況

レクリエーションの森指定地について、施業計画に対する未利用地の現状は図- 6 に示したとおりである。

全体の未利用地は、面積で 350ha (27%) であるが、流域で最も多い千曲川上流をみると、面積で約 200ha (48%) とそのほぼ半数が利用されていない状況であるが、他の地域は10%程度で利用効率が低い。

またこれを用途別にみると、自然休養林及び野外スポーツ林にスキー場と、自然観察教育林に林間学校が主な未利用地となっている。



\*注 千曲川上流千曲川合流に隣接する地域は除外。

図 6 レクリエーション指定地の未利用地の現況

## 5. 要 約

これまでに、管内における人工林の現況と森林レクリエーションに関する活用要望、利用状況等これらの収益性について実態を分析してきたが、要約すれば次のとおりである。

- (1) 当局管内には優れた森林レクリエーションの適地が多く、またこれ等の地域に対して地元市町村から森林レクリエーション利用の場として活用要望に対する期待が大きい。
- (2) 特にカラマツ林地帯は、林業としての投資効率が低く、これらの地帯では、森林レクリエーション利用による貸付料等、収入の増大を図るなど、その地帯の経済的価値を高める方途を、積極的に推進する必要がある。

### ◎ 推進するための方途

推進するためには、地元市町村の活用要望と、地域振興との調整を図るなかから次のことが考えられる。

- (1) 地域との接触を深め、地域の開発構想等をよく承知し、「憩の森」「セカンドハウス」など、新たな見地からの活用の方途も考えながら、その掘起こしに努めること。
- (2) 活用要望のうち、活用を適当と認められるものについては、必要により共同調査を行うなど、積極的に対応すること。
- (3) 特にレクリエーションの森の未利用地となっているスキー場、林間学校等について、地元市町村との連携を図りながら、事業主体の発掘に努める。
- (4) レクリエーション利用に対応できる観光と林業を、調和させた森林施業体系の確立に努めるとともに、利用料の徴収などの方途を研究する必要がある。